

保医発1031第1号
平成29年10月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012(50)中「の目的で行われた場合にのみ」を「を目的としてウエスタンプロット法又はラインプロット法により行った場合に」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(49) (略) (50) 「52」のHTLV - 抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」 のHTLV - 抗体定性、半定量又は「32」のHTLV - 抗体 によって陽性が確認された症例について、<u>確定診断を目的として</u> <u>ウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に</u> 算定する。 (51)・(52) (略)</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(49) (略) (50) 「52」のHTLV - 抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」 のHTLV - 抗体定性、半定量又は「32」のHTLV - 抗体 によって陽性が確認された症例について、<u>確定診断の目的で行わ</u> <u>れた場合にのみ算定する。</u> (51)・(52) (略)</p>